

## 大槌町地域防災計画 地震・津波対策編

## 第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の修正について

**1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画**

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下、「当地震」という。）に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域等について、当地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、当地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助の確保に関する事項、当地震に係る防災訓練に関する事項、その他当地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としています。

**2 特別強化地域の指定及び津波避難対策緊急事業計画**

昨年 9 月に国の中央防災会議において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域」に当町が指定されました。

この指定に伴いまして、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の変更を行った後に、「津波避難対策緊急事業計画」の作成後に内閣総理大臣の同意をいただくことにより、避難場所等の整備費用に対する国の補助割合の嵩上げや特別措置が適用できることとなります。

**3 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項**

当町では、大ケロ地区において津波避難施設整備を行うこととしており、この施設の整備について、「第 8 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」に記載しています。

**4 国からの指導に伴う計画の修正について**

現在、内閣総理大臣の同意をいただくために、関係機関と協議を進めておりますが、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項に、津波避難施設整備と避難路整備を明確に分離して記載するように指示がありました。

その指示に伴いまして、資料 3「新旧対照表」のとおり、「第 8 節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」を修正しようとするものになります。